世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針(後期)」』(素案)から(案)への主な変更箇所について

(1) 素案説明会及び区民意見募集によるご意見を踏まえた変更箇所

下線部は文中の追加・変更箇所

頁	項目	案	素案
5	はじめに	【〇第6段落】(追加)	 記載なし
	【安全・安心へ	○防犯・地域安全の対策については、車道と歩行	
	の関心の高ま	空間の分離や夜間照明の確保、防犯効果を高	
	9]	<u>める見通しの良い公園づくりなど、まちの防</u>	
		<u>犯に配慮した道路や公園の整備、防犯カメラ</u>	
		の整備支援や防犯パトロール団体への支援な	
		<u>ど、区民の</u> 安全・安心な暮らしの確保に向けた	
		取組みを進めていきます。	
11	はじめに	【〇第1段落】(追加)	記載なし
	■ウォーカブル	<u>〇区においては、平成25(2013)年9月に</u>	
		策定した「世田谷区基本構想」の九つのビジョ	
		<u>ンの一つとして「より住みやすく歩いて楽し</u>	
		いまちにする」を掲げ、区民とともに、地域の	
		<u>個性を活かした都市整備を進めてきました。</u>	
86	第4章 砧地域	【〇第1段落】(追加)	【〇第1段落】
	【防災生活圏内	〇〜ブロック塀の安全対策、 <u>管理不全な建築物</u>	○~ブロック塀の安全対策
	の安全性を向上	<u>等の対策</u> などを進めます。	などを進めます。
0.4	させる】		ニコナルよ、」
86	第4章 砧地域	【〇第1段落】(追加)	記載なし
	【復興に備える】	○延焼遮断帯や延焼遅延帯の整備、防災生活圏	
	91	内の安全性を向上させるなどの継続的な都市	
		基盤や市街地の整備に取り組むとともに、災	
		害情報の周知や防災機器の設置などの短期的	
		な取組みを並行して行うことで、人の命を守る。	
		る災害に強いまちづくりに取り組みます。 【のなっの世】いはも	Lows a cott
		【〇第2段落】(追加)	【〇第1段落】
		○防災・減災対策を第一に取り組むとともに、被	○復興まちづくりを円滑に
		<u>災後の</u> 復興まちづくりを円滑に進めていくた	進めていくために、平時か
		めに、平時から <u>人と人とのつながりを大事に</u> したがら復興手順や役割公共の整理を図りま	ら復興手順や役割分担の
		しながら復興手順や役割分担の整理を図りました。	整理を図ります。被災後は
		す。被災後は本方針や地区計画等を踏まえて	本方針や地区計画等を踏
		早期の復興まちづくりに取り組みます。 	まえて早期の復興まちづ
			くりに取り組みます。

(2) 第124回都市計画審議会・第6回アドバイザリー会議等によるご意見を踏まえた主な変更箇所 下線部は文中の追加・変更箇所

頁	項目	案	素案
2,	はじめに	【〇第2段落】(変更)	【〇第2段落】
3,	2.第二部	○「地域整備方針」の見直しに当たっては、	○『第二部「地域整備方針」』の見直
4,	「地域整備	次に示す4つの点を考慮します。	しに当たっては、次に示す4つの
12	方針」の見		点を考慮します。
	直しの考え	(1)上位計画等との整合や分野別整備方	(1)上位計画等との整合や分野別
	方と主な視	針・計画 <u>の</u> 反映	整備方針・計画の反映を図ります
	点	(2)世田谷区をとりまく状況等とその対	(2)世田谷区をとりまく状況等と
		応を整理	その対応を整理します
		(3) これまでの取組み状況や事業等の進	(3)これまでの取組み状況や事業
		捗状況を踏まえ <u>た検討</u>	等の進捗状況を踏まえます
		(4)各地域の区民意見 <u>の</u> 把握	(4)各地域の区民意見を把握した
			上で見直しの検討を行います
5	はじめに	【〇第3、4段落】(追加)	【〇第3段落】
	【安全・安	〇~不燃化特区制度を導入 <u>するほか、耐震</u>	○~不燃化特区制度を導入するな
	心への関心	診断や耐震改修等の支援による建築物の	どし、不燃領域率の向上に向けた
	の高まり】	耐震化の促進に向けた取組みを進めてき	取組みを進めてきたほか、~
		<u>ました。</u>	
		<u>〇こうした中、</u> 引き続き、 <u>建築物の不燃化や</u>	
		平成12(2000)年以前に建てられた	
		新耐震基準の木造住宅建築物も含めた耐	
		<u>震化を促進する</u> など、安全·安心な暮らし	
		の確保に向けた取組みを進めていきま	
		ुं के ∘	
		【〇第5段落】(追加)	【〇第3段落】
		○ <u>さらに、</u> 令和4(2022)年12月に	○~令和4(2022)年12月に
		「世田谷区都市復興プログラム」 <u>を</u> 改定	「世田谷区都市復興プログラム」
		するとともに、継続して復興まちづくり	の改定や、実践訓練を実施するな
		に関する実践訓練を実施していますが、	ど、事前復興街づくりに向けた取
		事前復興まちづくりに対する理解を促進	組みなどを進めてきました。
		するため、専門家による区民向け講演会	
		<u>の実施や区民参加の実践訓練を行うな</u>	
		ど、引き続き、被災後の早期復興をめざ	
		した環境整備に取り組んでいきます。	

5**,** はじめに

6 【地球環境 問題への関

心の高まり】

【〇第1段落】(追加)

○「都市整備の基本方針」策定時は、国や東京都における温室効果ガス排出規制の強化や、生物多様性に関する新たな国家戦略の推進など、地球環境問題への関心が高まりをみせていました。こうした中、区では、平成22(2010)年5月に「世田谷区環境基本計画」を策定し、本区がめざすべき環境像を明らかにしたほか、平成29(2017)年3月には「生きものつながる世田谷プラン」を策定し、生物多

<u>様性の恵みが将来に受け継がれ、人々が</u> その豊かさを実感し大切にしている街を

【〇第1段落】

○「都市整備の基本方針」策定時は、 国や東京都における温室効果ガス排出規制策の強化や、生物多様性に関する国の新たな戦略の推進など、地球環境問題への関心が高まっており、区では平成22(2010)年5月に「世田谷区環境基本計画」を策定し、本区がめざすべき環境像を明らかにしました。

【〇第3段落】(追加)

めざすこととしました。

○近年では、夏の猛暑や巨大化した台風、線 状降水帯に伴う集中豪雨など、観測記録 を更新するような異常気象がたびたび発 生し、河川氾濫や都市型水害などにより インフラ等にも影響を及ぼしており、こ れまで以上に気候変動に伴う自然災害リ スクが高まり、人々が生存するための都 市基盤が揺るがされています。区におい ても令和元(2019)年の台風19号に よる浸水被害など、風水害の甚大な被害 が発生しています。

記載なし

【〇第4段落】(追加)

○区では、こうした気候危機の状況を区民、 事業者とともに考え行動するため、令和 2(2020)年に行った「気候非常事態 宣言」において令和32(2050)年ま でのCO2排出量実質ゼロを宣言しまし た。さらに、令和5(2023)年に策定 した「世田谷区地球温暖化対策地域推進 計画」において~

【〇第3段落】

○こうした中、令和2(2020) 年に行った「気候非常事態宣言」 において令和32(2050)年 までのCO₂排出量実質ゼロを宣 言し、令和5(2023)年に策 定した「世田谷区地球温暖化対策 地域推進計画」において~

6	はじめに	【〇第5段落】(追加)	記載なし
	【地球環境	○都市整備分野では、広く国や都、区の取組	10+% or 0
	問題への関	みとして、多摩川の二子玉川地区堤防整	
	心の高ま	備や、谷沢川流域の浸水被害を防ぐため	
	り】	の分水路整備、雨水流出抑制施設の設置	
		などの水害対策を進めています。また、路	
		面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装、建	
		物の断熱効果が期待できる屋上緑化、緑	
		陰の確保などの暑熱対策などのほか、多	
		様な生きものが生息・生育できるみどり	
		の保全など生物多様性を保全する取組み	
		<u>の株主なと土物多様圧を株主する収組の</u> を進めていきます。	
6	はじめに	(○第4段落) (追加)	 【○第4段落】
6, 7	【都市の成	【○第4段洛】(垣加) ○こうしたことから、 <u>区では、障害の有無に</u>	【○第4段洛】 ○こうしたことから、「多様性の尊
'	熟化・意識		しこうしたことがら、「多様性の専 重」の視点を踏まえた対応を検討
	の多様化】	関わらず、誰もが楽しく遊べる公園づく	単」の税点を崩みたた対応を検討 しながら、自分らしく暮らせる地
	の多様仏	りに向けた取組みの一つとして、インク	しなから、百万らして春らせる地 域社会の形成に向けた取組みを
		ルーシブ遊具の設置を進めています。ま た、高齢者や障害者の移動を支援する新	域社会の形成に向けた取組のを 進めていきます。
		た、同断句や障害者の移動を支援する利 たなモビリティなど、多様化する移動手	進めていきより。
		段と歩行者が共存できる安全対策やイン	
		<u>フラ整備の</u> 取組みを進めていきます。 	
			 掲載なし
		・歩道と施設の敷地の段差解消 連続した	
7	はじめに		 【○第3段落】
	【地域・住	○また、「地域整備方針」では区民・事業者・	○こうした中、区民との協働による
			- 身近な街づくり等においては、機
	民が主体と	区が協働し、街づくりを優先的に進める	
	民が主体となる街づく	区が協働し、街づくりを優先的に進める 地区として「アクションエリア」に位置づ	┃ 会を捉え子ども・若者から意見聴
		<u>地区として「アクションエリア」に位置づ</u>	
	なる街づく		会を捉え子ども・若者から意見聴 取を行う取組みを実施している ほか、~
	なる街づく	地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。	取を行う取組みを実施している
	なる街づく	<u>地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。</u> こうした中、 <u>地区の街づくりにおける</u> 区民との協	取を行う取組みを実施している
	なる街づく	地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。 中、地区の街づくりにおける区民との協働による <u>取組みで</u> は、機会を捉え <u>子ども</u>	取を行う取組みを実施している
	なる街づく	地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。 中、地区の街づくりにおける区民との協働による取組みでは、機会を捉え子ども参加によるオープンパークやシールアン	取を行う取組みを実施している
	なる街づく	地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。 中、地区の街づくりにおける区民との協働による取組みでは、機会を捉え子ども参加によるオープンパークやシールアンケート調査等の取組みを実施しているほ	取を行う取組みを実施している
	なる街づく	地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。こうした中、地区の街づくりにおける区民との協働による取組みでは、機会を捉え子ども参加によるオープンパークやシールアンケート調査等の取組みを実施しているほか、~ 【写真1点】(追加)	取を行う取組みを実施している ほか、〜
	なる街づく	地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。こうした中、地区の街づくりにおける区民との協働による取組みでは、機会を捉え子ども参加によるオープンパークやシールアンケート調査等の取組みを実施しているほか、~	取を行う取組みを実施している ほか、〜

8	はじめに	(追加)	
	(2)	へんかん これ	 さらに、対応が求められる新たな
	(2)	ージに示す6つの「世田谷区をとりまく状	とりまく状況として以下が挙げら
		況」に加え、この間の社会情勢の変化などに	n、~
		より、対応が求められる「新たなとりまく状	
		<u>。・・・・</u> 、 況」として以下が挙げられ、~	
9	はじめに	【〇第3段落】(追加)	
	【DXを推	○街づくりにおいても、三軒茶屋や下北沢	○地域の街づくりにおいても、三軒
	」 し 進するため	において、区民との意見交換のツールと	茶屋や下北沢において、区民との
	のデジタル	してデジタル技術を活用した双方向のオ	意見交換のツールとしてデジタ
	技術の活	ンライン会議を実施するほか、区民意見	ル技術を活用した双方向のオン
	用】		 ライン会議を実施するなどの取
			 組みを進めていますが、引き続
		【〇第4段落】(追加)	き、DXの取組みを推進するため
		○こうした中、街づくりにおけるデジタル	のデジタル技術の活用について
		技術の活用の検討や、ICTの活用によ	検討を進めていきます。
		<u>る交通手段の多様化をめざすほか、様々</u>	
		な世代に応じた適切な情報提供、意見聴	
		取や意見交換などのツールとして、デジ	
		タル技術の活用についても検討していき	
		<u>ます。</u>	
11	はじめに	【〇第2段落】(追加)	記載なし
	■ウォーカ	○こうした中、国においても、人中心のウォ	
	ブル	<u>ーカブルな公共空間の必要性について、</u>	
		国土交通省が令和3(2021)年5月に	
		<u>策定した「ストリートデザインガイドラ</u>	
		イン」においては、「まちなかの人とクル	
		<u>マの交通量と、それぞれに要している面</u>	
		積との「アンバランス」が生じていること	
		から、道路と駐車場で区域面積の過半を	
		<u>占めてしまうような空間利用の現状を、</u>	
		人々のための空間へ転換することが必要	
		<u>である。」などとしています。</u>	

11	はじめに	【〇第4段落】(追加)	【〇第2段落】
	■ウォーカ	○街づくりにおいては、 <u>三軒茶屋駅周辺に</u>	【○ボース/A】 ○街づくりにおいては、下北沢駅周
	ブル	おける滞在性を向上させる公共的な空間	辺などにおいて、歩行者が主体の
		の利活用の取組みや、下北沢駅周辺にお	安全・快適で、回遊性のある街づ
			 くりに取り組んでいますが、高齢
			者人口の増加に伴う区民の健康
		が、各地区の特色や資源を活かしながら、	増進や、各地区の特色や資源を活
		区民の健康増進にも繋がる 「居心地が良	かしながら、「居心地が良く歩き
		く歩きたくなるまちなか」の形成に向け	たくなるまちなか」の形成に向け
		て、引き続き、ウォーカブルな視点に立っ	て、引き続き、ウォーカブルな視
		た取組みを進めていきます。	点に立った取組みを進めていき
			ます。
		【写真2点】(追加)	掲載なし
		・公共空間を活用した社会実験(三軒茶屋	
		<u>駅周辺)</u>	
		・小田急線上部利用による歩行空間の創出	
21	序章	【図 アクションエリアの関係性】(追加)	掲載なし
	5.「IV. 地		
	域のアクシ		
	ョンエリア		
	の方針」に		
	ついて		
36,	序章	【各地域のアクションエリアの方針の移行	各地域のアクションエリアの方針
37,	5.「IV. 地	の名称】(変更)	の移行の名称【移行1】と【移行2】
39,	域のアクシ	·【移行 <u>1</u> 】⇒【移行 <u>2</u> 】	
54~	ョンエリア	·【移行 <u>2</u> 】⇒【移行 <u>1</u> 】	
57,	の方針」に		
72,	ついて		
75,			
92~	第1章~		
94,	第5章		
111,	IV. 地域の		
113,	アクション		
114,	エリアの方		
	針		

28,	第1章	【〇第3段落】(変更)	【〇第3段落】
29	(1)地域	○区役所周辺地区は、~「地域生活拠点」と	○区役所周辺地区は、~「地域生活
	の骨格プラ	位置づけています。あわせて、~「災害対	拠点」と位置づけています。
	ン	策拠点」にも位置づけています。	【○第5段落】
			- ○区役所周辺地区は、~「災害対策
			拠点」に位置づけています。
120	終章	【〇第2段落】(追加)	【〇第2段落】
	Ⅱ.区民主	○ <u>誰もがお互いを尊重しながら、</u> 区民一人	○区民一人ひとりが担い手となり、
	体の身近な	ひとりが担い手となり、区民主体の街づ	区民主体の街づくりを進めてい
	街づくりの	くりを進めていくことが大切です。	くことが大切です。
	実現に向け	【図 身近な街づくりの進め方のイメー	【図 身近な街づくりの進め方の
	て	ジ】(変更)	イメージ】の吹き出し「区民の思い」
		・図中の「それぞれがもつまちについての	
		様々な思い」の枠内の吹き出しを <u>「子ど</u>	
		も・若者の思い」、「障害者の思い」、「多様	
		<u>な区民の思い」</u> に変更	
126	資料編	【 <u>新たなモビリティ</u> 】(追加)	記載なし
	I.用語解	<u>A I オンデマンド交通、グリーンスロー</u>	
	説	<u>モビリティ、超小型モビリティ、自動運</u>	
		転など、既存の交通移動手段ではなく、	
		新しい技術による移動手段のこと。	
126	資料編	【 <u>インクルーシブ遊具</u> 】(追加)	記載なし
	I.用語解	障害の有無に関わらず、誰もが楽しく遊	
	説	べる遊具のこと。	
129	資料編	【 <u>事前復興</u> 】(追加)	記載なし
	I.用語解	<u>復興時の課題解決に要する負担軽減や復</u>	
	説	興まちづくりに関する合意形成の円滑化	
		<u>を図るため事前に準備等を行う取組みの</u>	
		こと。具体的には、復興計画の検討に必要	
		な条件整理や復興の将来像・目標像の検	
		討、訓練の実施による復興業務を迅速に	
		進められる人材育成や体制づくり等の取	
400	·	組みが挙げられる。	=7=1-4.1
130	資料編		記載なし
	│ I . 用語解│ │ <u></u>	夏の暑さのこと。	
	説		